

津波対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案【議員立法】

1. 津波対策の推進に関する法律(平成23年法律第77号)について

- 第177回国会(平成23年常会)において、衆議院災害対策特別委員長提案の法律案として、全会一致で成立し、同年6月24日公布・施行

【目的】

津波による被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、津波対策を総合的かつ効果的に推進し、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資すること

【主な内容】

- ・津波対策を推進するに当たっての基本的認識
- ・ソフト面・ハード面における津波対策の努力義務
- ・津波防災の日(11月5日)の設定、地方公共団体に対するハザードマップ・映像作成に係る財政上の援助 等

2. 改正内容(案)

①地域の特性に応じた津波避難施設等の整備に関する規定の追加

- 「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震対策検討ワーキンググループ」では、地域特有(積雪寒冷地)の課題を考慮した防災対策の必要性が指摘されている。
- 津波対策のための施設の整備等において、地域の特性に応じた津波避難施設等を整備することを配慮事項として追加する。



②津波対策におけるデジタル技術の活用に関する規定の追加

- 「デジタル社会形成基本法」「デジタル社会の実現に向けた重点計画」等において、災害対策におけるデジタル技術の活用の必要性が示されている。
- 津波からの避難や、防災教育、訓練等を効果的に実施するため、津波対策にデジタル技術を活用していくことを努力義務として追加する。



③地方公共団体に対するハザードマップ・映像作成に係る財政上の援助を定めた規定の延長(5年)

- 地方公共団体に対するハザードマップ・映像作成に係る財政上の援助を定めた第16条第2項の規定は、令和4年3月31日限り、その効力を失うとされている。(附則第1条第2項)

【津波ハザードマップの整備状況】 (国土交通省より聞き取り)

公表市町村 平成22年度 56% (361/639) ⇒ 令和3年9月 95% (652/687)